

自治体の建物清掃・警備・設備運転業務従事者の賃金 ——札幌市の調査結果に基づき

川村 雅則

◆課題の設定

条例が制定されていなくとも、内規などに基づき、公契約の実務を行っている自治体もある¹。札幌市では、工事に関しては「札幌市工事請負契約に関する基本方針（2013年3月4日、財政局契約管理担当局長決裁）」、役務契約に関しては、「役務契約における労働社会保険諸法令遵守状況確認実施方針（2014年2月12日、財政局契約管理担当局長決裁／2019年2月1日一部改正）」が定められている²。

本稿は、後者の方針を根拠に行われている、受託事業者の下で働く者の賃金の把握（以下、賃金調査）の結果を紹介するものである。同様の作業を行った過去³に比べて、労働力不足が深刻化する今日、彼らの賃金はどの程度改善されているだろうか。

◆「賃金調査」の概要と規模

第一に同方針は、「札幌市が発注する役務契約（建設関連の委託業務を除く。以下「役務契約」という。）において、適正な履行及び品質の確保を図る観点から、履行検査の一環として、役務契約に従事する労働者に係る労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法その他の労働及び社会保険に関する法令の遵守状況を確認するため、その必要な事項を定める」ものである（一部省略）。

第二に、この「賃金調査」の対象となる役務契約は、（1）札幌市が管理する施設において、常駐する労働者から日常的に役務の提供を受ける通年契約のもの（随意契約によるものを除

く）、（2）前号に掲げるもののほか、契約の性質又は目的から、管財部長が労働者の労働環境について特に確認する必要があると認めるものの二種類である。

第三に、ここで把握されている実態は、受託者から提出される「業務従事者支給賃金状況報告書」に基づく。つまり調査は、事業者を介して行われているものである。

第四に、具体的な職種を調査件数の多い順に並べると、建物清掃業務従事者、建物警備業務従事者、建物設備運転・監視等業務従事者である。2018年度のそれぞれの調査概要は下記のとおりである（札幌市から提供された資料には過去のデータも掲載されていたが、調査概要・件数が記載されていたのは、2018年度分のみである）。

(a) 建物清掃業務：件数149件、業務従事者数628人、受注業者数79社

(b) 建物警備業務：件数60件、業務従事者数308人、受注業者数31社

(c) 建物設備運転・監視等業務：件数25件、業務従事者数117人、受注業者数16社

◆「賃金調査」にみる支給賃金水準

時間給の調査結果をまとめたのが表1と表2である（表1の注釈も参照）。

前者では、支給されている賃金（表中では、実績賃金と表記）と最低賃金額とが比較されていた。そこに、建築保全業務労務単価（日額）を8時間で除して算出した1時間あたりの賃金額も掲載した。いずれの業務においても、技能水準ごとに設定されているうちの最も低い労務単価を比較対象とした。具体的には、「清掃員C」、

「警備員C」、「保全技術員補」のそれである。

後者の表2は、実績賃金（時間給）の分布（2018年度）である。

結果は、(a) 建物清掃業務における時給額では、平均の支給実績賃金は931円である。ただしここには、支給賃金の高い総合評価方式が含まれるので、その分を除くと865円である。過年度は20円台から30円台で推移してきた最低賃金額との差が拡大している。

もっとも、分布でみると、最低賃金額である810円の支給実績が224人（全体の35.7%）を占め、続く「811～850円」203人（32.3%）を足し合わせると、全体の3分の2強が850円以下である。しかもこれは総合評価方式分を含めた数値であるので、その分を除くと低い賃金の割合はさらに大きくなる。

第二に、(b) 建物警備業務における時給額では、2018年度の支給金額は876円で、最低賃金との差は66円である。過去には金額差は80円台から110円台の間で推移してきたのが、2018年度は差が縮まった。また、分布でみると、全体の3分の2弱が850円以下に位置している。

第三に、(c) 建物設備運転・監視等業務における時給額では、支給実績が最低賃金を大きく上回っている。金額にして200円台の後半から300円台の前半の間を推移している。分布で見ても、951円以上が全体の8割超を占める。

第四に、以上のとおり、(a)～(c)の実績賃金のいずれも、当然のことではあるが最低賃金は上回っているものの、建築保全業務労務単価と比較をすると、実績賃金は、労務単価を大きく下回っている。その差は、(a)は185円、(b)は312円、(c)は524円のマイナスである。

◆まとめに代えて

公契約を適正化するためには、独自で現場調査を行うこと⁴はもちろんであるが、現場を自治体が把握する仕組みを作ることも、重要である。仕組みづくり自体が公契約（の適正化）運

動の一環でもあるといえよう。その意味で、札幌市のこうした「賃金調査」には非常に意義がある。調査対象の拡大など——とりわけ、労務単価が大きく引き上げられた建設工事現場における調査の実現が課題である。

さて、その上で、同調査結果にみる賃金水準はどう評価できるだろうか。

第一に、最低賃金は当然上回っているものの、建物清掃や建物警備では、実績賃金は、最賃から850円以内の範囲に半数以上がおさまっている。フルタイムで働いても生活をしていくことは容易ではあるまい。この水準で十分と市は考えているのだろうか。

第二に、賃金の算出根拠であり、せめて到達すべき水準とも言える建築保全業務労務単価との間にも大きな乖離があった。この状況を問題と考える必要はないのだろうか。また、労務単価水準の賃金が支給されていないのはなぜなのか。受託事業者側が支給をしないのではなく、できないのであれば、それはなぜなのだろうか。

自治体が行う賃金調査の結果を使いながら、以上のような諸点について、建設的な議論を進めていくことが課題ではないか。

（かわむら まさのり 北海学園大学教授）

- 1 もっとも、道内35市に限れば、内規もない自治体が最多のようである。公契約条例を社会に広げることがめざすワーキングチーム（2018）「入札・契約に関する道内全市アンケート調査の結果について」『北海道自治研究』第592号（2018年5月号）を参照。
- 2 両方針とも、札幌市のウェブサイト（「契約関係規程類」）に掲載されている。
- 3 拙稿「公契約の適正化に向けた札幌市の取り組み」『建設政策』第160号（2015年3月号）。なお、本稿でふれられている総合評価方式の導入や賃金調査の実施自体が公契約運動の成果であると私たちは考えている。
- 4 本稿のテーマとのかかわりでは、当研究所研究員である佐藤陵一が、公契約条例案が札幌市で審議されていたときに、北海道ビルメンテナンス協会の会員企業を対象に網羅的な調査・研究を行い、レポートを配信しているのを参照されたい。

表1 札幌市発注の建物清掃業務、建物警備業務、建物設備運転・監視等業務従事者の実績賃金(時間給)・最低賃金・建築保全業務労務単価等の推移

単位：円

			2011年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
実績賃金	建物清掃業務従事者	全体	—	736	739	755	784	829	858	931
		総評以外					771	794	818	865
	建物警備業務従事者		782	816	804	821	858	880	886	876
	建物設備運転・監視等業務従事者		1,154	1,042	1,057	1,059	1,033	1,042	1,066	1,126
最低賃金			691	705	719	734	748	764	786	810
建築保全業務労務単価 (1時間あたり)	建物清掃業務従事者		800	763	838	925	963	988	1,025	1,050
	建物警備業務従事者		950	1,000	1,075	1,125	1,138	1,150	1,175	1,188
	建物設備運転・監視等業務従事者		1,525	1,463	1,563	1,650	1,650	1,638	1,638	1,650
実績賃金マイナス最低賃金	建物清掃業務従事者		—	31	20	21	23	30	32	55
	建物警備業務従事者		91	111	85	87	110	116	100	66
	建物設備運転・監視等業務従事者		463	337	338	325	285	278	280	316
実績賃金マイナス建築保全業務労務単価	建物清掃業務従事者		—	▲27	▲99	▲170	▲192	▲194	▲207	▲185
	建物警備業務従事者		▲168	▲184	▲271	▲304	▲280	▲270	▲289	▲312
	建物設備運転・監視等業務従事者		▲371	▲421	▲506	▲591	▲617	▲596	▲572	▲524
(参考) 建築保全業務労務単価(日額)	建物清掃業務従事者		6,400	6,100	6,700	7,400	7,700	7,900	8,200	8,400
	建物警備業務従事者		7,600	8,000	8,600	9,000	9,100	9,200	9,400	9,500
	建物設備運転・監視等業務従事者		12,200	11,700	12,500	13,200	13,200	13,100	13,100	13,200

注1：2013年度調査から、より正確な所定内賃金が把握できるように調査様式を一部変更したため、2012年度調査との間に完全な連続性はない。

注2：主な変更点は、①基本給及び手当の記載を月支給額に変更(2012年度は月額・日額・時給の選択式)、②所定労働時間を日、週及び月の3区分記載に変更(2012年度は上記①の選択に応じた区分の選択式)。

注3：建物清掃業務従事者支給賃金状況調査では、2015年度の調査から、総合評価方式による清掃業務が実施。当該データについては2段階書きとしている。「全体」は総合評価方式を含むデータ、「総評以外」は総合評価方式を除くデータである(2018年度現在の総合評価方式は、交通局駅舎清掃10件、総務局本庁舎清掃3件である)。

注4：表の下部に示した建築保全業務労務単価(日額)を8時間で除して1時間あたりの金額を算出し、比較の対象として掲載している。札幌市から提供された別の資料では、実績賃金(日額)と建築保全業務労務単価との比較が行われていたが、時間給の実績賃金の資料(この表1のベースとなった資料)には掲載がなかった。ただし別資料でも、建物設備運転・監視等業務従事者には、労務単価の記載がなかったため、「保全技術員補」のデータを用いた。

出所：札幌市提供資料より作成。

表2 実績賃金(時間給)の分布(2018年度)

単位：人、%

	810円	811～850円	851～900円	901～950円	951円以上	計
建物清掃業務従事者	224	203	103	21	77	628
	35.7	32.3	16.4	3.3	12.3	100.0
建物警備業務従事者	101	99	38	26	44	308
	32.8	32.1	12.3	8.4	14.3	100.0
	810円	811～950円	951～1100円	1101～1250円	1251円〔以上〕	計
建物設備運転・監視等業務従事者	3	14	45	31	24	117
	2.6	12.0	38.5	26.5	20.5	100.0

出所：表1と同じ。